

災害時要援護者の登録を 受け付けています

鏡野町では、大規模な災害に際し、自力では避難行動が困難な町民の皆さんの状況を把握することにより、地域の皆さんのご協力を得て、避難支援体制の整備を行うことを目的に災害時要援護者台帳の作成を行っています。

【災害時要援護者台帳登録の対象となる方】

1. ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の方
2. 身体障害者のうち、その障害の程度が1級又は2級である方
3. 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定である方
4. 精神障害者のうち、その障害の程度が1級である方
5. 介護保険法による要介護状態区分が3～5である方
6. 認知症高齢者
7. 前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者、その他町長が必要と認める方

【災害時要援護者台帳の作成方法】

○「鏡野町災害時要援護者登録申請書」用紙は、福祉課及び各振興センターにあります。

○この台帳は、対象となる皆さんに「鏡野町災害時要援護者登録申請書」に必要な事項を記入して、鏡野町役場福祉課へお届けいただくことにより作成します。

○記入いただいた申請書は同意欄に記名押印して、鏡野町役場福祉課及び各振興センター地域振興課へご持参ください。ご持参できない場合は、郵送または民生児童委員さん等へ依頼してください。

お問い合わせ先

鏡野町役場福祉課 電話(0868)(54-2)9866
奥津振興センター 電話(0868)(52-2)2111
上齋原振興センター 電話(0868)(44-2)1111
富振興センター 電話(0867)(57-2)1111

「東日本大震災」に係る

義援金について

鏡野町では、3月11日に東北・三陸沖を震源とする地震の被災者に対する救済活動等を支援するために、義援金の受付を行っております。

3月14日から3月31日の期間において、6,425,291円の義援金が集まりました。

皆様のご理解、ご協力に厚く御礼申し上げます。

また、皆様の暖かいお気持ちのたくさん詰まった義援金を日本赤十字社岡山県支部にお送りさせていただきましたので、ご報告いたします。引き続き義援金の募集を左記のとおり行っていきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、**救済物資については、平成23年4月28日をもって受付を終了**させていただきましたので、ご了承ください。

受付期間

平成23年3月14日(月)～平成23年9月30日(金)

受付場所

鏡野町役場本庁舎・各振興センター・各公民館

受付方法

義援金箱への募金

その他

日本赤十字社を通じて被災者支援に役立たせていただきます。

お問い合わせ先

〒708-0392 鏡野町竹田660
鏡野町役場福祉課 電話(0868)(54-2)9866
FAX(0868)(54-2)8891